

○国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程

(昭和二十七年七月三十日両院議長決定)

改正 昭二八年 八月 七日 平三三年一月二日

第一条 この規程は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長を除く国会職員（以下「職員」という。）に適用する。

第二条 禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。

第三条 職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止又は制限される。

第四条 禁止又は制限される職員の政治的行為は、第六条第十六号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

第五条 政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第六条に定める政治的行為に含まれない限り、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十条の二第一項の規定に違反するものではない。

一 公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し、又

国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程

はこれに反対すること。

二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し、又はこれに反対すること。

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること。

四 特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること。

五 政治の方向に影響を与える意図で、特定の政策を主張し、又はこれに反対すること。

六 国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害すること。

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基づく地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ、又は成立させないこと。

八 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ、若しくは成立させず、又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し、若しくは反対すること。

第六条 国会職員法第二十条の二第一項に規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。

二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し、又は提供せずその他政治的目的をもつならんかの行為をし、又はしないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員員の地位に関してならんかの利益を得、若しくは得ようと企て、

又は得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようとして、又は与えようとおびやかすこと。

三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め、若しくは受領し、又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に参与すること。

四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え、又は支払うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し、若しくはこれらの行為を援助し、又はこれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもつて、前条第一号に定める選挙、同条第二号に定める国民審査の投票又は同条第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように、又はしないように勧誘運動をすること。

九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し、又は指導しその他これに積極的に参与すること。

十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他多数の人に接し得る場所で、又は拡声器、ラヂオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

べること。

十二 政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させその他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、又は多数の人に対して、朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し、又は編集すること。

十四 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること。

十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。

十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

第七条 この規程のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行すべき行為を禁止又は制限するものではない。

附則

1 この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百四十六号）施行の日〔昭和二十七年七月三十日〕から施行する。

2 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第百十二号）がその効力を有する間における第一条の規定の適

用については、同条中「並びに国立国会図書館の館長」とあるのは、「国立国会図書館の館長並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」とする。

附 則〔国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（第一条）〕（平成二十三年十一月二日 両院議長決定）

この規程は、平成二十三年十一月二日から施行する。

○政治資金規正法（抄）

（昭和二十三年七月二十九日法律第九十四号）

（政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限）

第二十二條の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに對価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの對価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

一・二 〔略〕

三 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（同法第二十四条の三に規定する国会職員及び両議院の議長が協議して定める非常勤職員を除く。）

四一六 〔略〕

2 何人も、前項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し、同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をする